

会議中における情報通信機器の使用基準（案）

1 用語の定義

- (1) 「会議」とは、本会議及び委員会（分科会を含む。）をいう。
- (2) 「情報通信機器」とは、パーソナルコンピュータ、タブレット端末、スマートフォン及び携帯電話をいう。

2 会議中に情報通信機器を使用するに当たっての留意事項

- (1) 音声や操作音を発するなど会議の運営上支障となる行為を行わないこと。
- (2) 当該会議の目的外の用途に使用しないこと。
- (3) 審議・審査中の情報を外部に発信しないこと。
- (4) SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や掲示板などへの投稿をしないこと。

3 違反行為に対する措置

議長又は委員会の委員長は、前項の規定に違反する行為をし、又はしようとする者に対しては、注意をするものとする。ただし、再三の注意によっても違反する行為が改められない場合は、情報通信機器の使用の停止を命じるものとする。

4 適用範囲

この基準は、議員、理事者、議会事務局職員及び市政記者について適用する。

5 施行年月日

平成24年 月 日

【参考資料】

- ①京都市会 委員会室におけるパソコン使用基準（平成16年2月20日理事懇談会決定）
- ②東久留米市議会 申し合せ事項（第19）
- ③鴻巣市議会会議規則

第141条 何人も、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の会議中に、情報通信機器又は書籍等を持ち込んで利用する場合は、当該会議の目的外で使用してはならない。